

# 美祢市成年後見制度利用促進基本計画

令和7年3月

美 祢 市

# 目 次

## 第1章 成年後見制度利用促進基本計画の策定にあたって

1	計画策定の背景と趣旨	.....
3		
2	計画の位置付け	.....
4		
3	計画の期間	.....
5		
4	計画の策定体制	.....
5		

## 第2章 成年後見制度

.....		
6		

## 第3章 美祢市における成年後見制度の利用に関する現状と課題

1	成年後見制度の利用状況	.....
8		
2	日常生活自立支援事業の利用状況	.....
9		
3	高齢者の現状	.....
10		
4	障害者の現状	.....
11		
5	事業所アンケート調査の結果（抜粋）	.....
12		

6 課題の整理	14
.....	
14	
<b>第4章 計画の基本的な考え方</b>	
1 計画の基本理念	15
.....	
15	
2 計画の基本目標	15
.....	
15	
<b>第5章 基本目標と施策</b>	
基本目標1 制度への理解の促進	16
.....	
16	
基本目標2 安心して利用できる制度の運用	17
.....	
17	
基本目標3 地域連携ネットワークの構築	18
.....	
18	
<b>第6章 計画の推進体制</b>	21
.....	
21	

### 1 計画策定の背景と趣旨

成年後見制度は、認知症や障害などによって物事を判断する能力が不十分であるため、法律行為における意思決定が困難な方について、本人の権利を守るために選任された援助者（成年後見人等）により、本人を法的に支援する制度です。

人口減少や少子高齢化の進展、高齢者単身世帯の増加といった社会背景の中で、財産管理や日常生活において困難を抱える方への権利擁護支援の必要性が高まっていますが、権利擁護支援の重要な手段である成年後見制度の利用は十分とは言えず、制度の周知を含めた利用促進の取組が求められています。

こうした中、国は平成28年5月に、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）を制定するとともに、平成29年3月に「成年後見制度利用促進計画」を、令和4年3月に新たな基本計画として、「第二期成年後見制度利用促進計画」を閣議決定しました。

成年後見制度利用促進法において、市町村は、国の計画を勘案して、基本的な計画を定め、必要な措置を講ずるよう努めることとされています。

このため、本市では、地域共生社会の実現に向け、尊厳ある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようになることを目的に、「美祢市成年後見制度利用促進基本計画」を策定するものです。

#### 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方

##### ●地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進

本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策の一層の充実などに取り組む

##### ●尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするための成年後見制度の運用改善等

自己決定権の尊重、意思決定支援・身上保護の重視、連携体制等の整備、制度以外の権利擁護支援策の総合的な充実、補助・保佐類型の利用の取組、不正防止等の方策推進を基本とした成年後見制度の運用改善等に取り組む

##### ●司法による権利擁護支援などを身近なものにするしくみづくり

地域連携ネットワークを通じた福祉と司法の連携強化により、必要な人が必要な時に、司法による権利擁護支援などを適切に受けられるようにする

国の第二期成年後見制度利用促進計画より抜粋

## 2 計画の位置付け

### (1) 本計画の法的根拠

本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項の規定に基づき策定します。

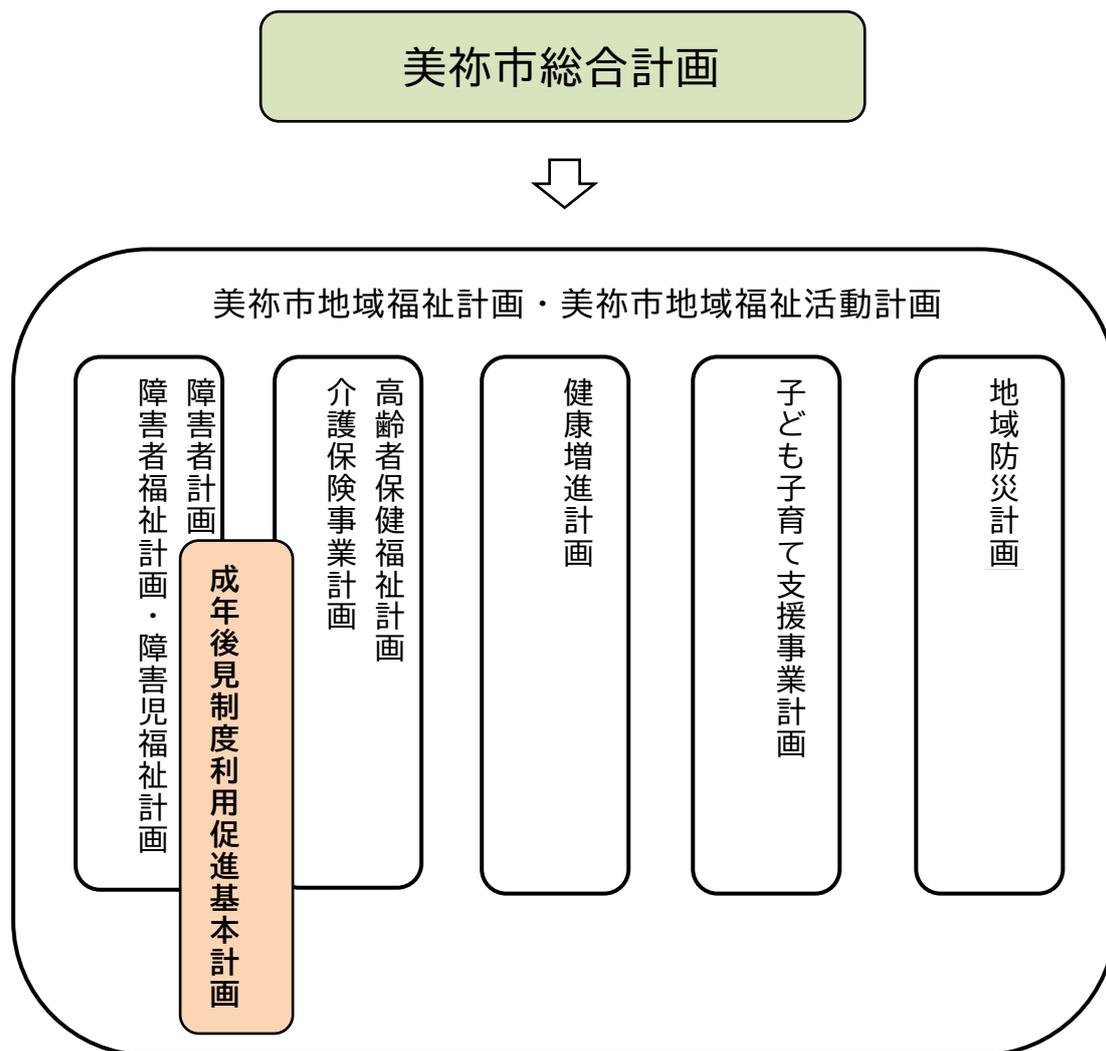
成年後見制度の利用の促進に関する法律抜粋

(市町村の講ずる措置)

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### (2) 本計画と他の計画との関係

本計画は、本市における上位計画である「美祢市総合計画」をはじめ関連計画である「美祢市地域福祉計画」と一体的に取り組むとともに「美祢市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「美祢市障害者計画」など高齢者福祉や障害者福祉の分野の計画とも整合、連携を図ります。



### 3 計画の期間

令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間とします。

年度	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)
計画	美祢市地域福祉計画・美祢市地域福祉活動計画 (R7～R11 年度)					次期計画	
	美祢市高齢者保健福祉計画・第 9 期介護保険事業計画 (R6～R8 年度)		次期計画				
	美祢市障害者計画		次期計画				
	美祢市障害者福祉計画 障害児福祉計画		次期計画				
	美祢市成年後見制度利用促進基本計画 (R7～R11 年度)					次期計画	

### 4 計画の策定体制

令和 6 年 4 月に美祢市成年後見制度利用促進協議会を設置し、司法関係者、医療・福祉関係者、民生児童委員等の参画とともに家庭裁判所をオブザーバーに加えて、基本計画策定に関し審議を重ねました。

令和 6 年 10 月に事業者向けアンケートを実施し、現時点での認知度、問題点についてご意見をいただきました。

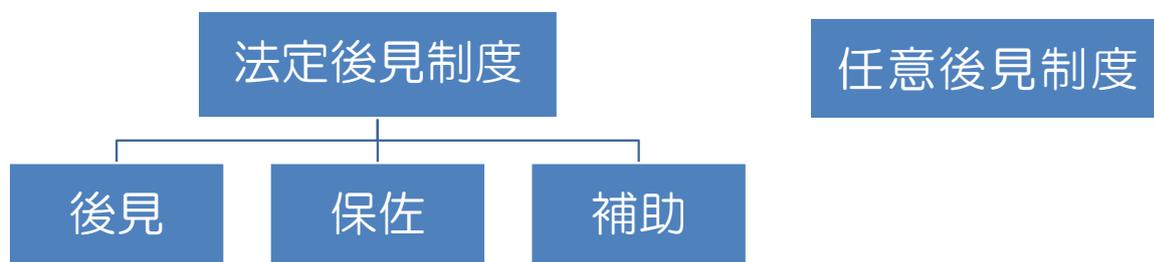
また、令和 7 年 1 月にパブリックコメントを実施し、幅広い意見を聴取しその反映に努めました。

## 第2章 成年後見制度

成年後見制度は、「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つに分けられます。

「法定後見制度」は、判断能力が不十分になった後、家庭裁判所に申立てを行い、成年後見人等が選ばれる制度です。また、「法定後見制度」は判断能力の程度に応じて、さらに、「後見」「保佐」「補助」の3つの類型に分けられます。

「任意後見制度」は、本人に十分な判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合に備えて、あらかじめ本人が選んだ人（任意後見人）に、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。本人の判断力が低下した場合に、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて、任意後見契約の効力が生じます。



### ◆法定後見制度の類型

	後見	保佐	補助
対象	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
同意権	日常生活に関する行為以外の、全ての法律行為	日常生活に関する行為以外の、法律上定められた重要な法律行為	日常生活に関する行為以外の、本人の同意を得た上で家庭裁判所が定めた法律行為
取消権	日常生活に関する行為以外の全ての法律行為	日常生活に関する行為以外の法律上定められた重要な法律行為	日常生活に関する行為以外の、本人の同意を得た上で家庭裁判所が定めた法律行為
代理権	財産に関する全ての法律行為	本人の同意を得た上で、家庭裁判所が定める「特定の法律行為」	本人の同意を得た上で、家庭裁判所が定める「特定の法律行為」

**同意権** 本人が契約行為など法律行為を行う場合には、成年後見人等の同意が必要であるという権限です。

**取消権** 成年後見人等の同意がないまま、本人が法律行為を行った場合に、その法律行為を取り消せる権限です。

**代理権** 成年後見人等が本人に代わって財産管理や契約など法律行為を行える権限です。

#### ◆成年後見人等の職務

成年後見人等の職務には、大きく分けて「身上保護」と「財産管理」があります。

身上保護	●本人の生活を維持するための手続きや療養看護に関する契約などの事務 (具体例) ・福祉サービスの契約 ・施設入所の契約 ・定期的な本人の生活の様子把握 など
財産管理	●本人の財産内容を正確に把握して財産目録を作り、本人の財産が保たれるよう管理するための事務 (具体例) ・預貯金通帳や保険証券などの管理 ・年金や保険金などの収入の受け取り ・本人に必要な経費の支払 など

### 第3章 美祢市における成年後見制度の利用に関する現状と課題

#### 1 成年後見制度の利用状況

山口家庭裁判所の資料によると、令和6年6月27日時点の本市における成年後見制度の利用者は45人となっています。

類型別に見ると、成年後見が最も多く、37人、保佐7人、補助1人となっています。

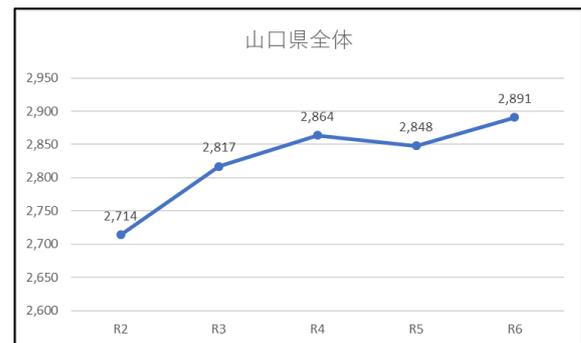
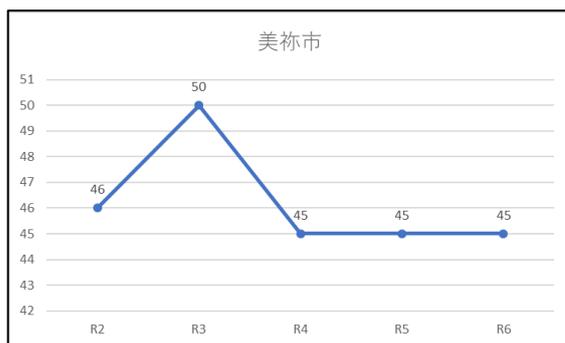
山口県全体の利用者数は右肩上がりですが、美祢市においては横ばいの状況です。

#### ◆類型別制度利用者数

	成年後見	保佐	補助	任意後見	合計
美祢市	37人	7人	1人	0人	45人
山口県	2,330人	425人	108人	28人	2,891人

資料：R6.6.27現在で、山口家庭裁判所管内で管理されている人数

#### ◆過去5年間の利用者数の推移



資料：各年6/27現在で、山口家庭裁判所管内で管理されている人数

過去5年間における相談件数は増加傾向にあります。高齢者の相談が多数を占めますが、障害者の相談も近年増加しています。

#### ◆市への相談件数（実人数）の推移

区分	相談内容	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	合計
高齢者	申立て	1人	1人	0人	2人	3人	7人
	制度内容等	0人	1人	5人	2人	3人	11人
障害者	申立て	0人	0人	0人	1人	3人	4人
	制度内容等	0人	0人	0人	0人	3人	3人
その他	申立て	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	制度内容	0人	0人	0人	0人	1人	1人

	等						
合計		1人	2人	5人	5人	13人	26人

市長申立て件数や制度利用支援制度の件数は減少しており、過去 2 年の利用実績はありません。

◆市長申立て件数の推移

	H31 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
高齢者	4 人	0 人	0 人	0 人	0 人
障害者	1 人	0 人	0 人	0 人	0 人
合計	5 人	0 人	0 人	0 人	0 人

◆制度利用支援制度の利用状況（申立費用）

	H31 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
高齢者	4 人	0 人	0 人	0 人	0 人
障害者	1 人	1 人	0 人	0 人	0 人
合計	5 人	1 人	0 人	0 人	0 人

◆制度利用支援制度の利用状況（報酬）

	H31 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
高齢者	0 人	1 人	1 人	0 人	0 人
障害者	3 人	0 人	0 人	0 人	0 人
合計	3 人	1 人	1 人	0 人	0 人

## 2 日常生活自立支援事業の利用状況

本市における日常生活自立支援事業は、美祢市社会福祉協議会を相談・支援窓口としており、その利用状況は、令和 5 年 3 月 31 日時点で 46 人の利用となっています。そのうち成年後見制度へ移行が必要な人は 0 人です。

	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
年度内新規利用人数	7 人	10 人	9 人	8 人	7 人
年度内解約人数	8 人	2 人	11 人	7 人	12 人
年度末利用者人数	44 人	52 人	50 人	51 人	46 人
認知症	19 人	26 人	26 人	26 人	21 人
知的障害	12 人	13 人	10 人	10 人	10 人
精神障害	11 人	10 人	9 人	9 人	6 人
その他	2 人	3 人	5 人	6 人	9 人

資料：美祢市社会福祉協議会

### 3 高齢者の現状

美祢市の人口は、令和6年8月末日現在、21,026人で、そのうち65歳以上の高齢者は、9,575人、高齢化率は45.5%となっています。

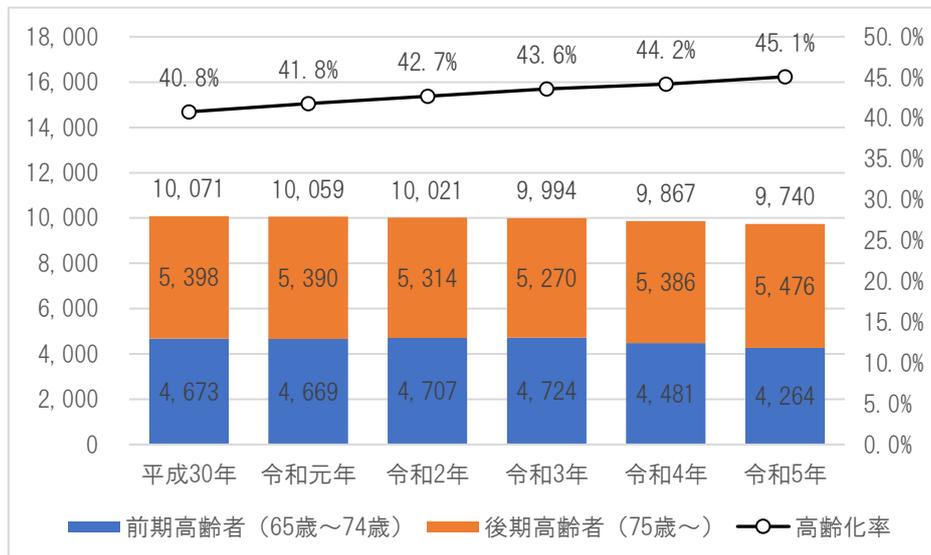
また、総人口及び高齢者人口の将来推計(表2)を見ても、総人口は減少するものの高齢化率は上昇傾向にあり、認知症推計人口が総人口に占める割合も増加する見込みです。(表3)

高齢化の進展に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯などが増加する中、地域でのつながりの希薄化に伴い孤立する高齢者の増加が懸念されています。

さらには、家族等からの支援が得られない高齢者については、医療行為等への同意も課題となっています。

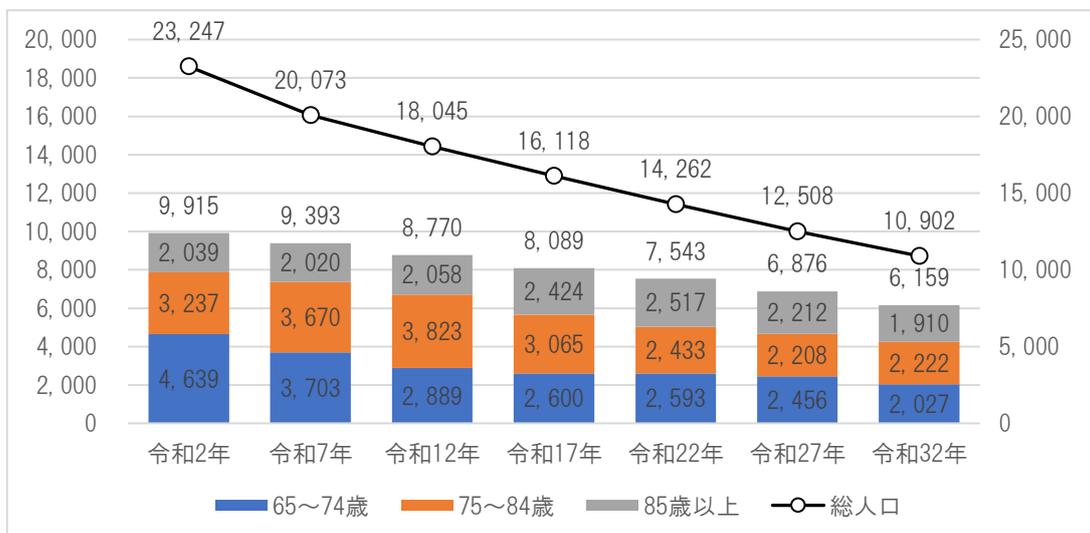
今後においては、医療・介護・保健・福祉の連携やボランティアなど多彩な活動主体と協働し、高齢者を地域で支え合うための基盤づくりに取り組む必要があります。

#### ◆高齢者数の推移 (表1)



資料：美祢市：住民基本台帳（各年9月末日現在）

#### ◆高齢者数の将来推計 (表2)



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来人口推計（2023版）」より

### ◆高齢者人口の将来推計に基づく認知症推計（表 3）

	令和 2 年度	令和 7 年度	令和 12 年度	令和 17 年度	令和 22 年度	令和 27 年度
総人口	23,247 人	20,073 人	18,045 人	16,118 人	12,508 人	10,902 人
認知症推計人口	1,777 人	1,818 人	1,869 人	1,901 人	1,864 人	1,536 人
対総人口割合	7.6%	9.1%	10.4%	11.8%	13.7%	14.1%

資料：美祢市市民福祉部福祉課

## 4 障害者の現状

美祢市の療育手帳所持者数（表 4）は微増傾向にあり、精神障害者保健福祉手帳所持者数（表 5）は令和 6 年度で減少したものの、5 年間では増加しています。

今後、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域で障害児・者やその家族が安心して生活するために、必要に応じて支援ができる体制整備を推進していくことが必要です。

特に、障害者の場合は、障害の種別や重さ、障害者本人に対する支援の状態など、個々の状況を踏まえた長期にわたる意思決定支援、身上保護、見守りが重要であり、施設や病院からの地域移行、就労や社会参加等の活動への配慮、合理的配慮の必要性を重視し、障害者にとっての社会的障壁を除去していく環境や本人にふさわしい支援のあり方を継続的に考えていく必要があります。

（表 4）療育手帳所持者の内訳

	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
A 判定	108 人	109 人	111 人	114 人	111 人
B 判定	169 人	172 人	178 人	178 人	181 人
合 計	277 人	281 人	289 人	292 人	292 人

（表 5）精神障害者保健福祉手帳所持者の内訳

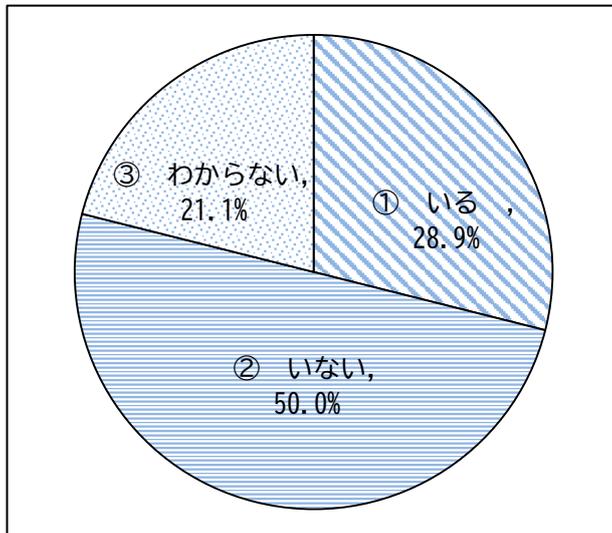
	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
1 級	50 人	54 人	55 人	54 人	51 人
2 級	122 人	123 人	131 人	133 人	125 人
3 級	66 人	74 人	76 人	76 人	76 人
合 計	238 人	251 人	262 人	268 人	252 人

資料：美祢市市民福祉部福祉課：各年 4 月 1 日

## 5 事業所アンケート調査の結果（抜粋）

計画策定にあたり、関係する市内の 94 事業所に対しアンケート調査を実施しました。

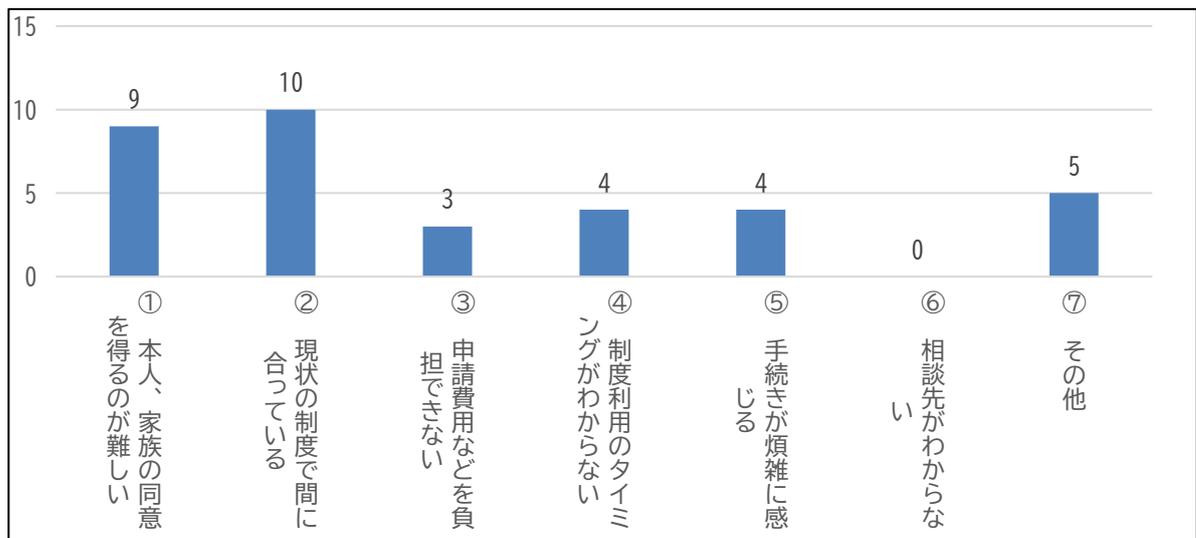
### ◆現在は成年後見制度を利用していないが、利用が望ましいと思われる人がいると答えた事業所



成年後見制度の利用が「望ましいと思われる人がいる」と回答したのは 22 事業所（回答数のうち約 3 割）ありました。

1 事業所あたり複数の存在もありうることから、利用を検討すべき対象者が一定数存在することが考えられます。

### ◆制度の利用が望ましいが利用に至っていない理由

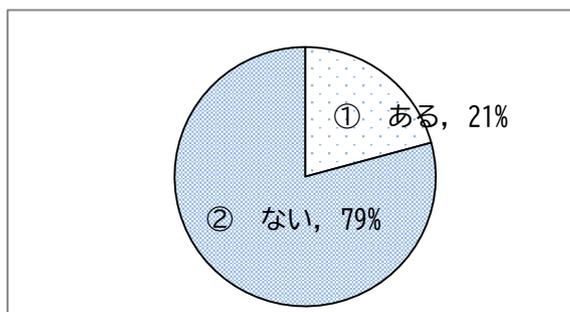


成年後見制度の利用が望ましいが利用に至っていない理由として「現状の制度で間に合っている」が最も多く 10 事業所、次いで「本人や家族の同意が得にくい」が 9 事業所で挙げられました。また、「申請費用の負担が難しい」や「手続きが煩雑」「タイミングがわからない」も一定数見られました。

この結果から、制度の利用に対する障壁として、既存支援の充足や同意の難しさが影響していることがわかります。手続きや費用負担の軽減が、利用促進に向けた課題として浮き彫りになっています。

このため、本人や家族の理解の推進や、現状の制度や支援で対応できなくなった場合に備え、準備が必要です。

## ◆事業所の研修状況

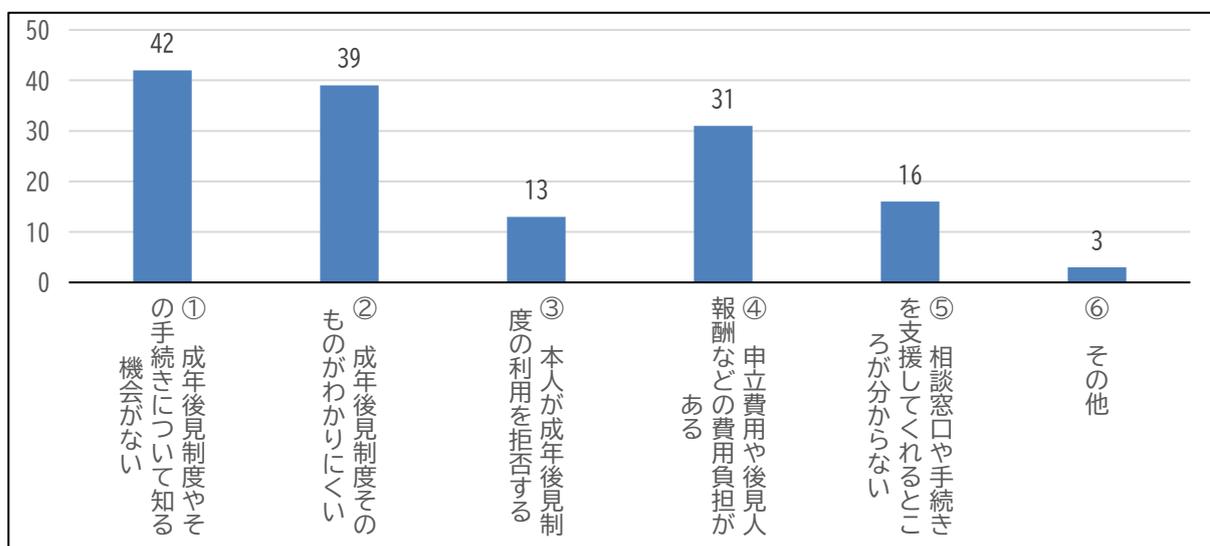


過去 1 年以内に成年後見制度に関する研修を開催したことがある（研修参加も含む）と回答したのは 15 事業所（回答数のうち約 2 割）にとどまりました。

多くの事業所で研修が実施されていない現状は、職員の制度理解や利用促進への意識が十分に育成されていない

可能性を示しています。成年後見制度の利用を効果的に促進するには、職員が基本知識や実務の流れを理解できる研修機会の提供が必要であり、制度の重要性やメリットを伝える教育の強化が求められます。

## ◆成年後見制度の利用促進における課題



成年後見制度の利用促進における課題として「制度や手続きについて知る機会がない」（42 事業所）や「制度そのものがわかりにくい」（39 事業所）が多く挙げられており、制度理解の不足が大きな障壁となっていることがわかります。

また、「申立費用や後見人報酬などの費用負担」（31 事業所）も課題として挙げられており、経済的負担が利用に対するハードルになっていることが示されています。

今後、事業所向けの研修機会の確保や、制度のわかりやすい説明資料の提供など支援体制の充実が必要と考えられます。

## ◆成年後見制度に関する意見

成年後見制度に関する意見では、手続きが煩雑で必要書類や手続き方法が分かりにくいとの声が多く寄せられました。

また、初歩的な説明や研修の提供を求める意見がある一方で、選任時には本人や家族の意向を考慮する仕組みの必要性が指摘されています。

さらに、身寄りのない方の増加に伴い、施設入所や医療の場面での身元保証や金銭管理に対応する新たな支援策が必要との意見もありました。併せて、相談窓口の充実、市長申立ての迅速化、関係機関との連携強化などが課題として挙げられています。

## ◆アンケートから見える方向性

アンケート調査結果から、成年後見制度の利用促進には制度理解の向上が重要であると考えられます。

事業所や職員向けに、制度の基本知識や手続きの流れを学べる研修機会を充実させることや、具体的な事例を通じて制度の有用性を伝えることが不可欠です。

また、相談窓口や支援体制を明確化し、制度の利用方法を分かりやすく案内できる環境の整備を進めていく必要があります。

## 6 課題の整理

現状及び事業所アンケート調査結果を踏まえ、美祢市の課題を以下のとおり整理しました。

### 課題1 成年後見制度への理解

- ・制度利用者数は、全国や県内の数が増加する一方で、伸びていない状況です。今後、潜在的な対象者が増加していく中、成年後見制度への理解を進める必要があります。
- ・周知への取組が不十分であることから、中核機関（地域包括支援センター）を中心とした、積極的な周知の取組が必要です。

### 課題2 安心して利用できる環境

- ・制度利用に係る手続きの煩雑さや経済的負担、権利の制限などのマイナスイメージが、利用に結び付かない要因の一つと考えられます。
- ・相談件数、取扱件数が少ないため、職員の経験が少なく、有事の際に円滑な対応ができなくなることが危惧されます。

### 課題3 地域・関係機関との連携

- ・利用促進連携会議から成年後見制度利用促進協議会へ移行したばかりであり、協議会の役割の明確化や、機能強化に取り組む必要があります。
- ・市内事業所の制度に対する研修機会が少ないため、各事業所の職員の知識の向上を図り、地域全体の対応力の向上を図る必要があります。
- ・権利擁護チームの設置に当たっては、既存のケース会議からの円滑な移行方法を検討する必要があります。
- ・成年後見制度利用後の支援方法についても検討が必要です。

## 第4章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念

誰もが住み慣れた地域で、地域の人々と助け合いながら、尊厳をもってその人らしく安心して生活できる地域づくりを目指します。

住み慣れた地域で助け合い、尊厳が守られながら  
その人らしく安心して生活できる地域づくり

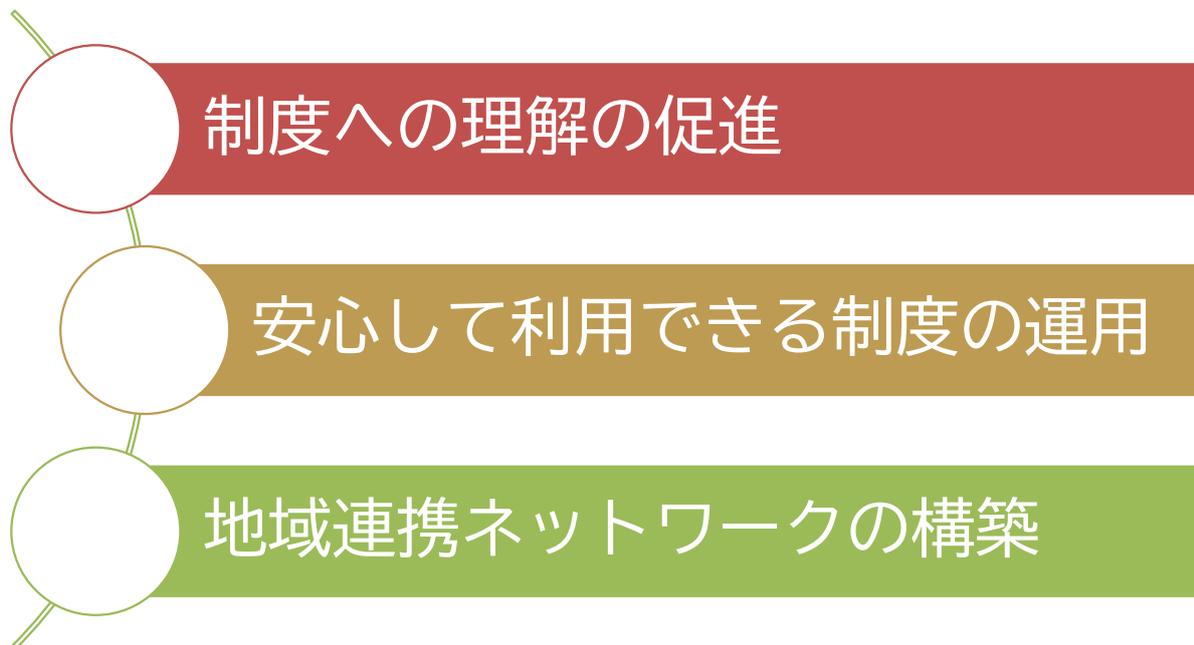
「尊厳を守る」ということは、「その人らしさを尊重し、自分のことを自分で決め、自分らしく生きることを大切にする」と言い換えることができます。

たとえ判断能力が不十分であったとしても、周囲の関係者が本人の意思決定を尊重し、その意思に沿った支援を行うことが重要です。

このため、地域の住民・団体・関係機関が、権利擁護支援の重要性を理解して積極的に参加し、それぞれの役割を果たしながら地域全体で権利擁護支援に取り組むことで、安心して自分らしく暮らせる地域共生社会を目指します。

これを実現させるために、次の3点を基本目標とします。

### 2 計画の基本目標



## 第5章 基本目標と施策

### 基本目標 1 制度への理解の促進

#### 1 【施策の方向性】

制度利用件数や相談件数の少なさは、制度が浸透していないこと、理解が進んでいないことが要因の一つと考えられます。

このため、市民が成年後見制度を正しく理解し、元気なうちから将来自分がどうしたいのかを考えるとともに、必要な制度を選択できるような取組を進めます。

また、制度の周知啓発と合わせ、相談体制や支援体制等についても周知します。

#### 2 主な取組内容

##### (1) 広報、ホームページ、リーフレットによる制度周知や説明会、研修会、出前講座等の実施

市の広報媒体での発信を強化するとともに、民生委員児童委員協議会や地区社協会議、各種団体の行事を利用して成年後見制度の説明を行います。また、出前講座の要請に対応するなど、こまめな制度周知に取り組みます。

##### (2) 相談窓口等の強化

代表相談窓口である美祢市地域包括支援センターや制度に携わる職員の知識の向上を図り、適切で迅速な対応を目指すとともに、明確で相談しやすい窓口づくりに努めます。

また、関係機関と連携を密にし、介護・福祉サービス等を含めた包括的な対応ができる体制を目指します。

#### 3 相談窓口

<b>美祢市地域包括支援センター（市役所本館 1 階）</b>	
<b>TEL 0837-54-0138</b>	<b>FAX 0837-52-1490</b>

### 1 【施策の方向性】

親族後見人に対する審判後の支援などを行うことで、後見人業務を行う際の不安や孤立などを解消し、親族後見人が安心して本人に寄り添えるように支援します。

申立てる親族がない場合などは、市長申立てを行い、身寄りのいない方や費用負担が困難な方でも成年後見制度を利用できるよう支援します。

また、必要な支援内容を十分に把握し、財産管理のみでなく、身上保護も重視した適切な成年後見人等の推薦を行います。

### 2 主な取組内容

#### (1) 成年後見制度利用支援事業の実施

成年後見制度を利用するにあたって費用を負担することが困難な方に対し、申立て費用や成年後見人等報酬の助成を実施し、安心して制度利用ができるよう支援します。

#### (2) 市長申立ての適切な実施

成年後見制度の利用が必要と認められる方で、本人、家族や親族等による申立てが期待できない場合に、市長が家庭裁判所に後見等開始の審判請求手続きを行います。

#### (3) 受任調整会議の開催

成年後見人等候補者の確保が困難な人を対象とした手続の円滑化を進め、状況等に応じ、適切な成年後見人等候補者を推薦します。

また、推薦に当たっては、受任調整会議を開催し、成年被後見人等の意思をできるだけ丁寧にくみ取り、より適切な対応を行うことができる成年後見人等候補者の推薦ができるよう取り組みます。

#### (4) 成年後見人等への支援

利用者等から、成年後見制度の利用中における制度の運用等に関する相談を受け、適切な助言等を行うため、必要な情報を把握し、利用者や成年後見人等が円滑に制度を利用できるよう相談体制の充実を図ります。

また、利用者本人や本人を支援する家族等と成年後見人等との信頼関係が形成されていないことにより利用者の適切な権利擁護を十分に図ることができない場合については、利用者を取り巻く状況を踏まえ、家庭裁判所とも連携を図りながら、利用者寄り添った対応を推進します。

### 1 【施策の方向性】

多様な権利擁護支援ニーズの早期発見・早期支援を行うためには、司法、医療、福祉などの地域の関係機関とのネットワークを構築するとともに、本人や地域に対して包括的な支援を行うことができるよう、ネットワークが機能するための取組が必要です。

地域包括支援センターを中心に、地域と様々な専門性を持った職種で構成する権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を推進していきます。

### 2 主な取組内容

#### (1) 成年後見制度利用促進協議会の機能強化

法律・福祉の専門職団体や、相談支援機関、医療・福祉関係団体、地域関係団体等の代表者で構成する美祢市成年後見制度利用促進協議会において、成年後見制度に係る地域課題の検討・調整・解決に向けた協議や計画の進捗管理を行います。

また、成年後見制度に関わる機関・団体の職員・会員等が集まり、制度の状況や地域の課題の共有等を行う勉強会や、市内事業所向けの研修会の開催を通じて、関係者の権利擁護支援の対応力の向上を図ります。

#### (2) チームによる権利擁護の支援

後見等開始前においては本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が、後見開始後はこれに後見人が加わる形で「チーム」として関わる体制づくりを進めます。

後見等開始前においては、地域の中で権利擁護支援が必要な方を発見し、必要な支援に結び付ける機能を果たし、後見等開始後においては、本人の意思を尊重した支援と継続的な見守りを行います。

また、成年後見人等が安心して身上保護や財産管理、家庭裁判所への報告等の職務を続けていくことができるよう、成年後見人等への支援を拡充します。

#### (3) 社会福祉協議会との連携強化

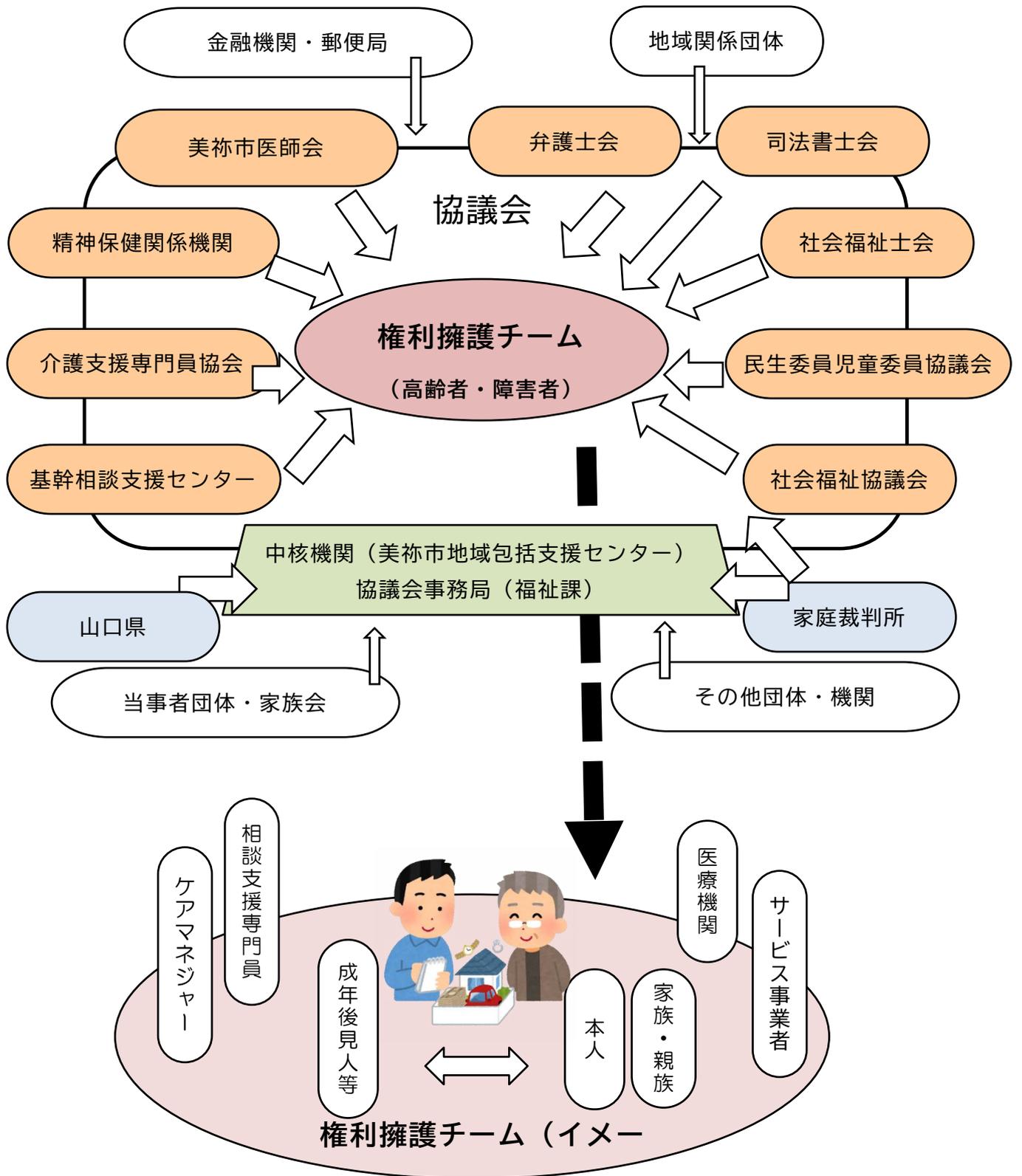
日常生活自立支援事業の利用者の中には、認知機能の低下等の理由により、成年後見制度への移行が望ましいケースもあります。このため、平素から利用者に接している美祢市社会福祉協議会と連携を密にして、円滑に成年後見制度に移行できる仕組みの構築を目指します。

また、市内で唯一、法人後見を実施している団体である美祢市社会福祉協議会と、法人後見の推進と適切な活用が図られるよう協力体制の推進に努めます。

#### (4) 家庭裁判所との連携強化

成年後見制度をより安心かつ安全に利用できるよう、制度の監督機能の役割を担う家庭裁判所と連携し、不正防止や利用のしやすさに配慮した権利擁護支援体制を整備します。

# 美祢市地域連携ネットワーク（イメージ）



### 3 中核機関の役割

## 中核機関 美祢市地域包括支援センター

美祢市地域包括支援センターは、美祢市地域連携ネットワークの中核機関として、様々な役割を担います。

### 広報機能

- ・チラシやパンフレットの作成・配布、出前講座や講演会等の実施を通じて、成年後見制度や相談窓口の周知を図ります。

### 相談機能

- ・成年後見制度に関する相談窓口を明確化し、市民やご家族だけでなく、支援者からの相談にも応じながら、各分野と連携した支援を行います。

### 制度利用促進機能

- ・申立費用や報酬の助成などの利用支援制度の周知や、関連制度からの円滑な移行を図るとともに、担い手の育成・支援を行います。
- ・制度の利用が望ましいが申立人がいないなどの場合は、受任調整会議を開催し市長申立てを実施します。

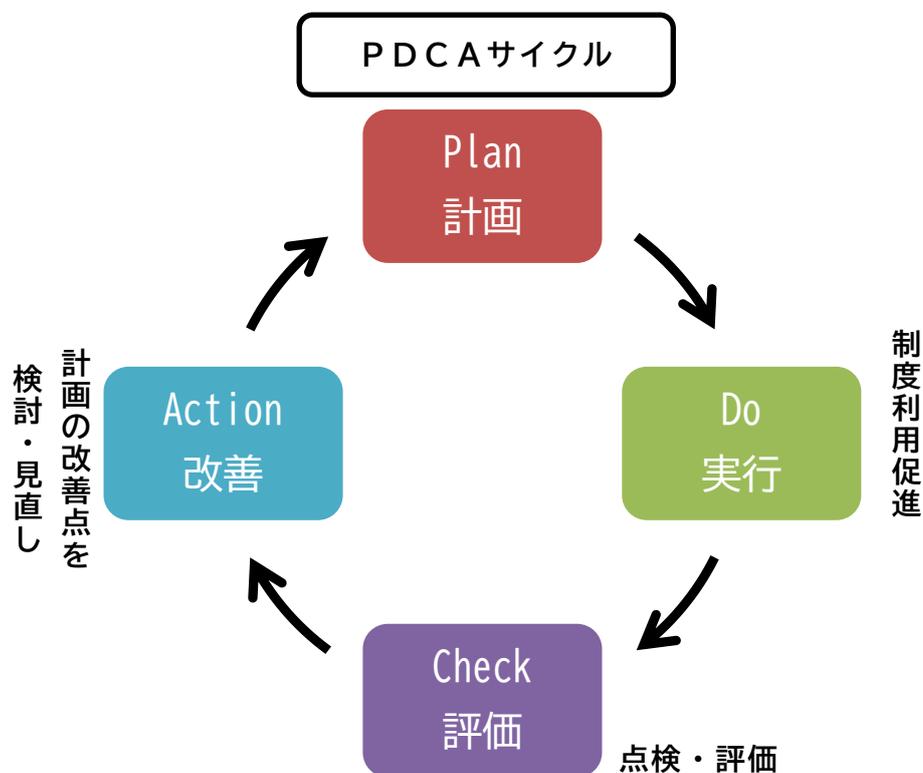
### 後見人支援機能

- ・成年後見人等からの相談対応、権利擁護チームの調整など、後見人等が選任されたあと、スムーズに支援できる体制を整備します。

## 第6章 計画の推進体制

本計画を実行性のあるものとするため、PDCAサイクルに沿って各施策および事業の実施状況を定期的に点検・評価し、継続的に改善を図ります。

取組の点検・評価を成年後見制度利用促進協議会で行うことで、計画の進捗管理を行います。また、必要に応じて、随時計画の見直し等を行います。



### PDCAサイクルとは

「計画 (plan)」、「実行 (do)」、「評価 (check)」、「改善 (action)」のプロセスを順に実施するものです。

「改善」では、「評価」の結果から、「計画」の内容を継続 (定着)・修正・破棄のいずれかにして、次回の「計画」に結びつけるプロセスを繰り返すことによって、品質の維持・向上および継続的な業務改善活動を推進するマネジメント手法です。

